

静岡学園保育園運営規程

(名称及び所在地)

第1条 園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 静岡学園保育園
- (2) 所在地 静岡市駿河区八幡一丁目1番1号

(施設の目的及び運営方針)

第2条 静岡学園保育園（以下「本園」という。）の目的及び運営方針は、次のとおりとする。

(1) 施設の目的

児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。

(2) 運営方針

- ① 家庭的な雰囲気のもと豊かな人間性を育む
- ② 家庭と地域の連携を図り、養護と教育を一体的に行う
- ③ めざす子供の姿は「笑顔いっぱい元気な子」「心豊かな子」「夢中になって遊ぶ子」

(3) 運営組織

- ① 園の運営は「保育園会議」で決定する。
- ② 保育園会議の構成メンバーは経営の責任者である理事長、保育の責任者である園長、主任保育士、副主任保育士、事務主任とする。
- ③ 保育園会議は月1回行い、その庶務は事務主任が行う。

(利用定員)

第3条 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第3号に掲げる保育を必要とする3歳未満児（以下「3号認定子ども」という。）について、次のとおり定める。

- (1) 3号認定子どものうち、満1歳以上の子ども 12人
- (2) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 6人

(提供する保育等の内容)

第4条 本園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育等の提供を行う。

- (1) 特定地域型保育（法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。以下同じ。）支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該

支給認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

(2) 時間外保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第7条に規定する時間の範囲内において、法第59条第2号に規定する時間外保育を提供する。

(3) 食事の提供

(4) その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 園長 1人

園長は、園の業務を統括し、渉外及び保育業務の管理並びに人事及び事務管理を行う。

(2) 主任保育士 1人

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について保育士を統括する。

(3) 保育士 9人

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 栄養士 1人（兼務）

園児の発達段階に応じ、給食及びおやつ献立を作成するとともに、給食業務の統括を行う。

(5) 調理員 1人

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(6) 事務員 1人（事務主任）

理事長及び園長を補佐し、事務一般についての業務を行う。なお事務主任は事務を統括する。

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

午前7時から午後6時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午後6時から午後7時までの範囲内で、時間外保育を提供するものとする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

午前8時から午後4時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時から午前8時まで又は午後4時から午後7時までの範囲内で、時間外保育を提供するものとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 特定地域型保育を利用した支給認定保護者は、本園に対し、その支給認定を受けた市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 特定地域型保育等の提供における便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を受けるものとする。

	対象年齢	金額		徴収理由
保育充実費	全園児	月額	1,000円	行事に関わる経費 保育の充実のため
教材費	全園児	実費		保育をするにあたり使用する教材などの実費

(利用の開始に関する事項)

第9条 入園するときは、本園が定める所定の手続きを要する。

2 入園については、静岡市の行う利用調整を経て、園長が入園を決定する。

(利用の終了に関する事項)

第10条 本園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が満3歳を迎えた年度が終了したとき。
- (2) 3号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第11条 保育の提供を行っているときに園児に体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保護者又は嘱託医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに静岡市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 苦情処理について別に定める「苦情処理委員会規程」により判断を行う。

(損害賠償責任保険)

第15条 東京海上日動火災保険株式会社「加入園賠償責任保険D型」に加入する。

第16条 本運営規程の改正は保育園会議で行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。